

米トレーサビリティ制度の概要

- 米トレーサビリティ法は、非食用として販売された米穀が食用に転用された問題を契機として、問題が発生した場合に、米穀等の流通ルートを手早く特定できるようにすることが目的。
- 米穀等を扱う事業者には、①取引等の記録の作成・保存、②産地情報の伝達を義務付け。

